無料掲載キャンペーンの

情報提供

**２０１９年（平成３１年）１月８日**

「ネット求人広告」の契約は慎重に！

市内の事業者から，「無料掲載キャンペーンがあると電話勧誘されてネット求人広告を申し込んだが，突然高額な請求が来た」という相談が福山市役所に寄せられています。

１２月に５件の相談がありました。

①勧誘方法

　　　突然の電話による勧誘があります。

　　②勧誘の内容

　　　・インターネットの求人広告を利用しませんか。

　　　・今なら２０日間の無料掲載キャンペーンを実施中

　　　・無料期間が終わったら自動更新となりますが，事前に案内をします。

　　　・申し込みはＦＡＸで書類を送るので，記入後返信してください。

　　③契約書の内容

　　　　・掲載期間や料金の詳細と２０日間の無料掲載が終了する４日前までに解約の申出がない場合は自動更新となります。

相談内容のほとんどは，更新の案内が来るものと安心しているうちに２０日間が経過して自動更新となり，高額な請求が来たというものです。

事業者が広告の掲載会社に更新前の案内について確認したところ，「郵便又はＦＡＸで送ったが，返信がなかった」とのことで，複数の求人広告の申込みをした事業者は４５万円の請求を受けているという相談もあります。

　【事例】　１５０，０００円×３職種＝４５０，０００円の請求

**！**

**◎法律相談に関する基本的な見解**

通常，申込（契約）書面に自動更新のことや料金が明記されていれば，その条件に従うことになります。

**◎事業者間取引は，クーリング・オフなどの消費者保護の規定はありません。**

**契約をする際は，あらかじめ契約内容・条件をしっかり確認してから契約しましょう。**

※ご相談いただいた場合，法律相談や企業の相談窓口をご案内しています。



（０８４）９２８－１０５０

福山市市民相談課（広聴担当）